

三酸化ニアンチモンの健康診断について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、三酸化ニアンチモンに関する改正政省令が公布されました。

同物質を製造または取り扱う業務の健康診断につきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

■施行日

平成29年6月1日施行

■対象業務

三酸化ニアンチモン（これをその重量に1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務

■検査項目

■調査・検査

- ・業務の経歴の調査
- ・作業条件の簡易な調査

■自覚症状の既往歴の有無・自覚症状の有無

- ・せき、たん、頭痛・頭重、悪心・嘔吐、腹痛、下痢、皮膚炎
その他の皮膚所見

■検査料金
(税別)

2,800円

以上

